昭和34年11月15日（日）（四）　みいけ　【第三種郵便物認可】　才599号

みいけ主婦会議

※原稿送り先＝大牟田市不知火町二丁目　三池炭鉱主婦会
※電話で知らせるとき＝市内三〇三三・七一四〇　炭鉱　四七四・五二八
※責任者＝文教部長　川畑信子

悔まないで冷静に

製作支部 22名の家族と懇談

八日の九州拠点総決起大会には、九州の各地から、働く仲間たち七万人が集って盛大な大会がひらかれました。この大会に、主婦たちも福炭婦協をはじめ日鉱鏡などから参加されましたが、この人たちの中から十五名が残って各支部で交流座談会などひらいたが、翌九日午前十一時から銀水社宅で、脱退に反対して闘う主婦たちと、膝を交えて懇談をおこないました。（三池A　福炭婦協などB）

B　家族の方たちは大変な苦労でしょう。隣近所の方たちの態度はどうですか。

A　家庭は安心しています。隣の方はよく理解してくれます。ご主人や奥さんはこちらの立場を立派だとよくわかっていながら大勢に押されてどうしようもないといっておられます。残った私たちは、さすがに神経は使います。洗濯などと一緒にやるときは、つとめて話題を他のものに求めています。

B　ご主人は現場で苦闘されていると思いますが、帰ってからいろいろ話をされますか。

A　以前から職場の話は全然しませんでした。ところが、こんどのことがキッカケとなって、職場のことをツブサに話すようになりました。こんなことは結婚生活を永くしましたが始めてです。

圧力に負けないで

B　信念はしっかりしていらっしゃると思いますが、会社の圧力など矢張り心配でしょうね。

A　みんなが第一回目に集ったときはさすがに感激しました。そして主婦も一緒に学習しようときめたのです。主人たちがデモをかけられ苦しまされているのをみて、何とかして送り迎えでもと私は思ったのですが、皆さんがそれを思っているのを知って、大変力が出ました。

B　やっぱり違いますね。簡城している組合員の方たちはどんな気持ちで接しているのでしょうか。

A　「この火を消してくれるな」と陰から支援してくれる人もいるそうです。帰りにミカンなど入れて激励する人や手紙をコツソリ入れている人もあるそうです。私たちも何とかしたいが、会社組合の力でどうにもならないといっている人がいるそうです。

B　その人たちの立場を認めてやるようにして、憎まないでやっていくことですね。

A　そうですね。

国際的な世論を呼ぶ

B　こんな状態になるまでに何とかできなかったのですか。

A　私たちは執行部にもう少し情宣活動してくれと相当追及したのです。だがいま資料をつくっている、検討中だということで逃げていたのです。それでも食い下がると、貴方たちには発言権はあっても決定権はないといって、ガンとやられるのです。私たちと行動を共にしたら憎まれるという人もいます。

私も懇意にしていた人が相当います。この人たちは、今まで通り懇意にしてくれといわれる。私たちと交際すると、色メガネでみられるから、別かれましょうといえば泣いて嫌だというのです。

私が家を空けると、子供たちのために饅頭をもって来たり魚をもって来たりしてくれるのですだから、私たちはつとめて感情的になるなと戒めているのです。

B　でも可哀想ですね。昔の霊隊のように、子供を連れて面会に行くなんて。

A　私たちは晩に外に出るとズーツとつけられます。そういうことで私たちが街に出ると、向うは気をつかうらしいですね。

B　民主主義社会である世の中にいかに財閥の三井だからといって、こういう非民主的なことをやってよいかどうか、これは必ず国際的な反響になって、さいごには労働組合が勝つと思います。

今日もソ連、中国に通信する人が来ていましたが、必ず通信して国際的な世論として盛り上げるといっていました。どうしてもこのままでは済まないですよやはり私たちは、労働者同志が信頼し合って、長い期間かかってもこれをやって行かなければならないと思います。

「頑張ってくださいね」と家族を激励する

親切な近所の人

私たちも言いたいことがある

ゼロ回答の越冬闘争に
追打ちかける賃金遅欠配
十一月も半ばというのに

つぎつぎ結成

四山支部の外来分会

闘いの盛り上がりとともに四山支部では、主婦会の外来分会がつぎつぎと結成されています。

○長洲外来分会＝十月十七日結成を終った。二十八名。役員に分会長　青山栄子、副分会長　安村初代、会計　前田オノエ、監査　北野アキさんらを選出した。

○駛馬北分会＝十月二十日結成。分会員十八名、分会長　江島初枝副分会長　鳥綾子さんを選出。

○駛馬南分会＝十月二十七日結成分会員十四名。分会長　山下チヨメ、副分会長　小野川朝江、会計　吉川ツナエ、監査　長岡ムツ子さんを選出。

なお以上の外に川尻、歌部でも結成準備に入っています。

各結成とも警察期で忙しい中にも殆んどの人が出席、こんどの闘争にはさいごまで、ともに手を取合って闘うという決意を新たにしました。

日本のうたごえ

十一月四―六日、東京で

一九五九年日本のうたごえ祭典は十一月四、五、六の三日間、東京都千駄ケ谷の都体育館など三会場ではなやかにくりひろげられることになり、祭典スローガンと大まかなプログラムがこのほどきまった。

祭典スローガンは「うたごえは平和の力」「平和のうたごえをさらにたかめ、戦争準備の安保体制に反対しよう」「つぶやきを、ささやきをうたごえにしよう」の三本で、プログラムはつぎのとおり。

▽四日（金）午前五時から九時　職業別合唱発表会。

▽五日（土）午後一時から三時（会場＝杉並公会堂）創作発表会。午後五時から十時（会場＝都体育館）大音楽会。

▽六日（日）午前十時から午後二時（会場＝社会事業会館ホール）駛村のうたごえ。午後三時半から九時（会場＝都体育館）大音楽会。

（会場＝杉並公会堂）地方別、

新女工哀史 (4)

のしかかる生活の重み

製菓　女工

一つ五円の駄菓子は子供の人気者。だがこれは明治や森永の大企業の機械化、オートメーションとはおよそ縁遠い場末の菓子工場の手工業からつくりだされる。

東京の下町、国電御茶ノ水駅裏の線路にそって軒をならべているこれらの駄菓子工場は、どれも、常用工と臨時工の婦人がそれぞれ二三人という規模。労働基準法などはどこかの国の法律だとしか思っていない。大企業のオートメ化に対抗するというより、その間隙をぬって売り込むというのだから、はじめから大企業の低コストに切り込む出血戦法であれば、低賃金は宿命のようなものだ。

それだけに、菓子工場で働らく娘さんは基準法すれすれの年少労働者が多い。やっと中卒というような子供っぽい娘さんが、汚れたエプロンをかけて「イモアメ」をセロハンに包んでいる姿は、やはり「女工哀史」の新版という感じだ。あどけない顔はまだ遊び盛りの子供の表情だが、その手は生活を支える労働者の手だ。仕事そのものは単純な包装作業ではあるが一日百二、三十円の日給では彼女の生活を支えるにも十分ではない。

だからといって、これらの経営者団体が大企業の圧迫に政治のシワ寄せの前にかろうじて生きつづけている実情では、組織労働者のような労働条件改善など夢のような話かも知れない。ここでは改善してもらいたいのは経営者もいつしよだ。

政治の貧困という言葉が痛切に感じられる世界。それはこの零細企業の町のなかだろう。「イモアメ」を包む彼女たちのガサガサに荒れた手はそのまま打ちひしがれた零細企業の手だ。

実用豆知識

体温で暖まった空気はえりからぬけるので、マフラーをしたときはおよそ着物一枚分暖かさが違う。

☆

赤ちゃんにセーターを着せるときは、ミシンの糸巻きのようなものを通らせますと、指が編み目にひっかかりません。

☆

皮靴は雨の日にはくと、天気の日にはいた十日分ぐらいいたむと思ってさしつかえありません。

☆

アイロン光りしたものは、ぬるま湯五合にアンモニアを杯半分ほど入れ、タオルを浸して絞りふきます。その上でタオルを絞って四枚に折り、光った部分にのせてアイロンをかけます。

☆

電気ストーブは部屋全体を温めたいときは放熱型がよく、あけたての激しい部屋では手や身体を直接あたためる反射熱型のものがよい

☆

完全燃焼しているガスは千二百度、空気孔を開きすぎると千度、空気の量が少ないと赤味がかって九百度におちます。

☆

ミカンの皮をぬるま湯でもみだしその湯で食器類を洗いますとソーダーと違って手を荒らすこともなく、きれいになります。

☆

木炭は黒炭でも白炭でも太さがそろい、切断面に年輪がでて命長性の光沢のあるものはよい炭です。

ミスター つるはし 中村かめお

名前を変えたい

相生活談

問　私の名は戸籍上「ふじを」ですが、女でありながら男のような名ですので、小学校の時から「ふじ子」という通名を使用してきました。こんど都合により戸籍面も「ふじ子」に直したいと思うのですができるでしょうか。できるとすればどんな手続きをすればよいのですか。

答　以前は名前変え（改名）を許可する権限は、都道府県知事―市町村長にありましたが、現在では家庭裁判所にあります。そこで改名申立をしようとする者は（もし十五才未満ならば親が代って）自己の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てなければなりません。そうして、そこで得た許可の審判の謄本を市役所に提出して、戸籍面の変更をもとめるという順序になります。

ところで、家庭裁判所は無条件に許可をするのではありません。もともと、名は個人の名称として人の同一性を識別する上に、従って又人の社会生活上のいろいろの関係において極めて重要な意義を有するものであり、これをみだりに変更することは（ときに不正な目的のため変更される虞れあり）は許されず、「正当な事由」ある場合にのみ許可しうることになっております。ここに「正当な事由」が、具体的にどんなものかは結局審判官の判断にまつ外ありませんが、従来の実例からみて次の如きものが一応の基準になるといえましょう。【イ】永年の間通名を使用し、改名により生活上利益ありと認められる場合。【ロ】珍奇なものや異性と間違えられる虞れあるもの。【ハ】営業用の必要から変名の必要あるとき。【ニ】近くに同姓同名の者がいる為生活上支障あるとき。【ホ】離婚・離縁のものである為社会生活上支障あるとき。【ヘ】神官や僧侶となり職務上その必要あるとき。などなどただ注意すべきは、単なる迷信や姓名判断の結果を理由としても「正当な事由」とはなりません。

右のことから判断してあなたの場合は、「ふじを」が男性と間違い易い名でかつ通名を永年使用してもいるし、本名と通名が似ているので、許可になる可能性が大きいといえます。

なおついでに、氏を変える場合もほぼ同様な手続きですることが出来ますが、許可の基準が「止むをえない事由」のときと厳しくなっております。